

法人 記 會

四月三十日

海運協会評議員との關係件

神戸市山下通ハ、目海運協会の青士六の住居戸別所を
尾着処理の以、下二五名を評議員の關係に在り、此の協定

に

一 船主不在に於て、船主の委託

對船主協會を以て、開業を爲す、陳情書草案を提出し、三三

白紙に、此の委託を以て、此の委託を以て、此の委託を以て、

一 任意の

二 古海運内、此の緊要な海運業統一法案件、
古海運内、此の緊要な海運業統一法案件、